

## 就労内定・育休復帰・求職活動要件で入所した場合の取扱いについて

新規入園児について、新型コロナウイルス感染症の影響（保育施設が休園した場合、児童が陽性又は濃厚接触者と特定された場合等）があった場合は、次のとおりの対応とします。

その他の対応等、御不明な点がございましたら、こども保育教育課 入所入園係（087-839-2358）へお問い合わせください。

事 項	現 状	対応方法
就労内定	入所する月の翌月末までに就労開始 (例) 4/1 入所 ⇒ 5月末までに就労開始	入所する月の翌月末までに就労開始 <u>ただし、新型コロナウイルス感染症により、在籍する保育施設が休園した場合等は、入所する月の翌月末から休園期間と同期間を延長したときの月末までに就労開始</u> ※延長した勤務（内定）証明書の提出要  (例) 4/1 入所、4/3 から 4/20 (18日間) まで休園 ⇒ 5/31 から 18日後の 6/18 の月末 (6月末) までに就労開始
育児休業復帰予定	入所する月の翌月末までに復帰 (例) 4/1 入所 ⇒ 5月末までに復帰	入所する月の翌月末までに復帰 <u>ただし、新型コロナウイルス感染症により、在籍する保育施設が休園した場合等は、入所する月の翌月末から休園期間と同期間を延長したときの月末までに復帰</u> ※延長した育児休業復帰証明書の提出要  (例) 4/1 入所、4/3 から 4/20 (18日間) まで休園 ⇒ 5/31 から 18日後の 6/18 の月末 (6月末) までに復帰
求職活動	入所する月の2か月後の月末までに就労内定を得ること。(例) 4/1 入所 ⇒ 6月末までに就労内定を得て7月中に就労開始	入所する月の2か月後の月末までに就労内定を得ること。 <u>ただし、新型コロナウイルス感染症により、在籍する保育施設が休園した場合等は、入所する月の2か月後の月末から休園期間と同期間を延長したときの月末までに就労内定を得ること。</u>  (例) 4/1 入所、4/3 から 4/20 (18日間) まで休園 ⇒ 6/30 から 18日後の 7/18 の月末までに就労内定を得て、8月中に就労開始